

## 憲法記念日に寄せて

憲法違反の安保法制の廃止を求め、平和な社会の実現をめざします

昨年9月に成立した安保法制が、本年3月29日に施行されました。

これまで憲法違反とされてきた集団的自衛権の行使、すなわち日本が攻撃されていなくとも日本と密接な関係にある他国への攻撃があり、日本政府が存立危機事態と認定すれば、自衛隊が他国の戦争に参加することが可能になりました。また自衛隊が、他国の軍隊への弾薬・燃料の補給等兵站の支援をするほか、治安維持活動や任務遂行のためあるいは他国の武器等の防護のための武器使用なども新たに認められました。自衛隊員が、国外で、命を落としたり市民の命を奪ったりする事態が現実のものとなろうとしています。安保法制は、国際紛争を解決する手段としての戦争を永久に禁じた憲法9条に明確に違反し、成立しても施行されてもその違憲性に変わりはありません。

歴代の内閣は、集団的自衛権の行使について、長年、憲法9条に違反すると説明してきました。圧倒的多数の憲法学者、元最高裁裁判官、元内閣法制局長官等各界の専門家・識者もこぞって憲法違反を指摘し、多くの国民が法制定に反対してきましたが、政府は、一昨年の閣議決定で一方的に憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使は許されると宣言し、多数の反対意見に耳をふさぎ、審議を尽くさないままに安保法制の成立を強行してしまいました。これは、法の支配・立憲主義を蔑ろにし、憲法と主権者たる国民を無視する暴挙と言わざるを得ません。

戦争は、命や財産、くらしを根こそぎ奪い、最大の人権侵害をもたらします。

宮崎県弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の団体として、日本を他国の戦争に巻き込むおそれのある憲法違反の安保法制の発動に反対します。国会に対し、安保法制をすみやかに廃止することを求めます。政府に対し、立憲主義、平和主義の理念に基づき、国民一人ひとりの命と人権を大切にする国政運営を求めます。そして、これからも、平和を願う多くの皆さんとともに、貧困や格差、差別のない、日本国憲法がめざす平和な社会の実現に向け努力していきます。

2016年5月3日

宮崎県弁護士会

会長 大迫敏輝

